#### 川崎市立図書館インターネット利用サービス実施要綱

#### (趣旨)

第1条 この要綱は、利用者が川崎市立図書館(分館・閲覧所を除く。以下「図書館」という。)に設置した利用者用インターネット端末(以下「端末」という。)を活用し、調査研究を目的とした情報を収集するために実施するインターネット利用サービス(以下「サービス」という。)について必要な事項を定めるものとする。

#### (利用可能なサービスの内容)

- 第2条 端末で利用できるサービスは、次のとおりとする。
- 2 情報の閲覧は、次の各号に定めるとおりとする。
- (1) インターネット検索によるウェブサイト
- (2) 別表第1に定めるデータベース及び別表第2に定めるコンテンツ
- (3) その他図書館が調査研究のために必要と判断した特定のデータベース・コンテンツ等
- 3 情報のプリントアウトは、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。なお、プリントアウトの条件は該当データベース等の利用規則に従うものとする。

#### (利用料金)

- 第3条 端末の利用料は、無料とする。
- 2 プリントアウトに要する料金は1枚につき10円とする。

# (利用時間及び利用回数)

- 第4条 端末の利用時間は開館時間内とする。
- 2 利用の公平を図るため、1人が1回に利用できる時間は30分以内とし、1日に2回を限度とする。

#### (利用の手続き)

- 第5条 利用の手続きは、次のとおりとする。
- 2 中原図書館以外の図書館において、端末の利用を希望する者は、インターネット端末利 用申込書(第1号様式)に必要事項を記入し窓口に提出する。
- 3 上記の場合、他の利用者が端末を利用中の場合は、予約申込書(第2号様式)に必要事項を記入し、利用の予約を行うことができる。
- 4 中原図書館においては、原則として利用者自身が図書館の貸出カードを用いてパソコン席の利用申込機を操作し、端末の利用申込又は予約をする。
- 5 情報のプリントアウトを希望する者は、データベース・プリントアウト申込書 (中原図書館は第3号様式の1、その他の図書館は第3号様式の2)に必要事項を記入し、窓口に

提出する。ただし、中原図書館においては原則として利用者自身がプリントアウト操作を 行う。

6 中原図書館においては、プリントアウトを行った利用者から希望を受けた場合、証明書 (第4号様式)を発行することができる。

#### (管理者)

- 第6条 端末の管理者は、端末を設置している図書館の館長とする。
- 2 管理者は、サービスの運用管理及び端末の保守点検を行うものとする。

#### (担当者)

第7条 サービス実施のため、各図書館に担当者を置くものとする。

### (利用の一時的停止)

第8条 管理者は、端末の利用に関し、機器の故障、通信障害、プログラムの不具合などが 発生した場合には、必要に応じてその利用を停止することができるものとする。

#### (利用者の遵守事項と責任)

- 第9条 利用者は、端末の利用に際しては、職員の指示に従わなければならない。
- 2 利用者の行為により端末、端末に接続する機器又は第三者等に損害を与えたときは、利 用者又はその保護者が責任を負う。

#### (利用者の禁止事項)

- 第10条 サービスを利用するにあたり、次の事項を禁ずるものとする。
- (1) メール、チャット、ゲーム等の使用
- (2) 公序良俗に反するウェブサイトへの接続
- (3) データのダウンロード及び保存
- (4) プログラムの改変及び機器の設定の改変
- (5) 他者の著作権及びプライバシーを侵害する行為
- (6) 利用者が持ち込んだ電子媒体(USBメモリ・CD・DVD-ROM等)の利用
- (7) 端末のUSBポート又は端末の電源の私的利用
- (8) その他管理者がその利用を不適当と認める行為
- 2 管理者は、前項の規定に反した利用者に対し、違反行為を中止させ、又は端末の使用を 禁止することができるものとする。

#### (その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、サービスに必要な事項は、別に定める。

# 附則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

# 附則

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

# 附則

この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

# 附則

この要綱は、平成 25 年4月1日から施行する。「川崎市立図書館インターネット端末機利用サービスの事務取扱要領」については廃止する。

# 附則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

# 附則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

# 附則

この要綱は、令和3年2月1日から施行する。

#### 附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

# 別表

# 1. データベース

	中原図書館	川崎・幸・高津・宮
		前・多摩・麻生図書
		館
D 1 — L a w	閲覧・複写可	閲覧・複写可
ジャパンナレッジLib	閲覧・複写可	閲覧・複写可
朝日新聞クロスサーチ	閲覧・複写可	閲覧・複写可
ヨミダス歴史館	閲覧・複写可	×
レファコレ (日外レファレンス・コレクション)	閲覧・複写可	×
MagazinePlus	閲覧・複写可	×
日経テレコン21	閲覧・複写可	×
官報情報検索	閲覧・複写可	×
JDreamIII	閲覧・複写可	×
EL-NET	閲覧・複写可	×

# 2. コンテンツ

	中原図書館	川崎・幸・高津・宮 前・多摩・麻生図書 館
国会図書館デジタル化資料送信サービス	閲覧・複写可	閲覧・複写可
歴史的音源	視聴可	視聴可